平成２２年（フ）第１６１号
福井県越前市行松町第11号２番地の17
債務者　竹村　政道
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
福井県あわら市大溝２丁目18番21号　ｍａｉｓｏｎ大溝Ａ棟102
債務者　桝野　雄一
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
福井市江端町第24号29番地
債務者　川口　啓一
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
福井市田原１丁目12番９号
債務者　水島　大介
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
長野市若里１丁目５番21号　ジュネス若里203号、前住所さいたま市南区鹿手袋３丁目７番25号　ベルソナージュ203号
債務者　宮田　晃良
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
長野県松本市大字笹賀2230番地１　フォーブルイースト103
債務者　斧洞　政広
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第４８号
三重県伊賀市緑ケ丘中町1586番地の１　カーサデコリーナ３Ｄ、前住所三重県伊賀市桐ケ丘２丁目188番地
債務者　金田秉玉こと　金　　秉玉
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１４５号
三重県四日市市西松本町25番18号　ＶＩＰ―ＩＮ太平洋サウスヒルズ102
債務者　阿部　美和
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
三重県四日市市三重４丁目２番地
債務者　太田　里子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
滋賀県湖南市菩提寺332番地231
債務者　山村　幸一
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７７号
滋賀県湖南市菩提寺332番地231
債務者　山村真紀子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１５号
兵庫県尼崎市西難波町５丁目５番８号　サニーマンション203
債務者　中野　　功
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３９０号
兵庫県西宮市枝川町11番72―301号
債務者　中山　雅裕
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３９９号
兵庫県西宮市丸橋町８番47―103号、従前の住所兵庫県西宮市段上町６丁目７番19号
債務者　新和技建こと　山口　武夫
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４５０号
兵庫県尼崎市尾浜町３丁目11番15号
債務者　竹村　光一
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７３号
鳥取県鳥取市河原町神馬254番地１、旧住所鳥取県鳥取市南栄町36番地　雇用促進住宅１―306号
債務者　安木　珠美（旧姓平尾）
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７６号
鳥取県米子市車尾２丁目２番７号
債務者　浦上　猛史
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部